



# 広島県報

号 外  
第 154 号

発行者 広 島 県  
発行所 広島県総務企画部  
管理総室文書法制室  
購読料 月 額 2,700円

## 目 次

### 規 則

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

（県法規記載）

（環境対策室）

### 告 示

昭和四十八年広島県告示第百七十一号（騒音の規制に関する定め）の一部改正

（県法規記載）

（環境対策室）

## 公布された規則のあらまし

一 広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（規則第六十九号）（環境対策室）  
制定の要旨

広島県生活環境の保全等に関する条例の制定に伴い、届出の手續など同条例の施行に  
関し必要な事項を定めた。

### 二 施行期日

- 1 2及び3に掲げる規定以外の規定 平成十五年十月七日
- 2 有害物質の地下浸透の禁止に係る規定、自動車排出ガス等の削減に係る規定（自動車販売者が新車購入者に対して説明すべき環境への負荷に関する項目を定める規定に限る。）、廃棄物の減量化の促進に係る規定及び廃棄物の適正処理の推進に係る規定 平成十六年四月一日
- 3 土壌環境の保全に係る規定、自動車排出ガス等の削減に係る規定（自動車販売者が

新車購入者に対して説明すべき環境への負荷に関する項目を定める規定を除く。）、化学物質の適正管理に係る規定及び地球温暖化の防止に係る規定 平成十六年十月一日

## 規 則

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成十五年十月七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県規則第六十九号

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則

広島県公害防止条例施行規則（昭和四十七年広島県規則第三号）の全部を改正する。

### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 生活環境の保全等に関する措置

第一節 大気環境の保全

第一款 ばい煙の排出に関する規制（第三条・第十二条）

第二款 粉じんに関する規制（第十三条・第十七条）

第二節 水環境の保全

第一款 水質の汚濁に関する規制（第十八条・第二十六条）

第二款 有害物質の地下浸透の禁止（第二十七条）

第三節 土壌環境の保全（第二十八条・第三十三条）

第四節 騒音の防止

第一款 騒音関係特定事業場に関する規制（第三十四条・第四十条）

第二款 特定建設作業に関する規制（第四十一条・第四十四条）

第三款 音響機器音に関する規制（第四十五条）

第五節 悪臭の防止（第四十六条・第五十二条）

第六節 自動車排出ガス等の削減（第五十三条・第五十八条）

第七節 化学物質の適正管理（第五十九条・第六十条）

第八節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理

第一款 資源の循環的な利用（第六十一条・第六十六条）

第二款 廃棄物の減量化の促進（第六十七条・第七十条）

第三款 廃棄物の適正処理の推進（第七十一条）

第九節 その他の生活環境の保全等(第七十二条)

第三章 地球温暖化の防止(第七十三条・第七十五条)

第四章 雑則(第七十六条・第七十八条)

附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

第二章 生活環境の保全等に関する措置

第一節 大気環境の保全

第一款 ばい煙の排出に関する規制

(大気関係有害物質)

第三条 条例第二条第四号八の規則で定める物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 アンモニア
- 二 ふっ素及びその化合物
- 三 シアン及びその化合物
- 四 一酸化炭素
- 五 ホルムアルデヒド
- 六 硫化水素
- 七 塩化水素
- 八 二酸化窒素
- 九 二酸化硫黄
- 十 塩素
- 十一 二硫化炭素
- 十二 フェノール
- 十三 硫酸(三酸化硫黄を含む。)
- 十四 黄りん
- 十五 鉛及びその化合物
- 十六 アセトアルデヒド

(ばい煙関係特定施設)

第四条 条例第二条第六号の規則で定める施設は、別表第一の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ

同欄に該当するものに限るものとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

一 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)第二条第二項本文に規定する鉱山に設置される施設

二 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十四号に規定する電気工作物

三 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第十二項に規定するガス工作物(硫黄酸化物の規制基準等)

第五条 条例第七条第二項の規則で定める硫黄酸化物の規制基準並びに同項第一号イの規則で定める地域の区分及び排出口の高さの補正方法は、別表第二のとおりとする。

(ばいじんの規制基準)

第六条 条例第七条第二項の規則で定めるばいじんの規制基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第三の中欄に掲げる施設の種類ごとに同表の下欄に掲げるばいじんの量とする。

(大気関係有害物質の規制基準)

第七条 条例第七条第一項の規則で定める大気関係有害物質(大気関係特定有害物質を除く。)の規制基準は、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算した排出ガス一立方メートルにつき、別表第四の第二欄に掲げる大気関係有害物質の種類及び同表の第三欄に掲げる施設の種類のごとに同表の第四欄に掲げる大気関係有害物質の量とする。

(ばい煙関係特定施設の設置等の届出)

第八条 条例第八条第一項、第九条第一項又は第十条第一項の規定による届出は、別記様式第一号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第八条第二項(条例第九条第二項及び第十条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 ばい煙の排出の方法
- 二 ばい煙関係特定施設及びばい煙処理施設(ばい煙関係特定施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設をいう。)の設置場所
- 三 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の系統の概要
- 四 煙道に排出ガスの測定箇所が設けられている場合は、その場所

(氏名の変更等の届出)

第九条 条例第十三条の規定による届出は、条例第八条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第二号、ばい煙関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあつては別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第十条 条例第十四条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてし

なければならぬ。

(届出書の提出部数等)

第十一条 条例第八條第一項、第九條第一項、第十條第一項、第十三條又は第十四條第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 二以上のばい煙関係特定施設についての前項の届出は、当該二以上のばい煙関係特定施設が同一の工場又は事業場に設置されているものであり、かつ、その種類(別表第一の項ごとの区分をいう。)が同一である場合に限り、その種類ごとに一の届出書によって届出をすることができる。

(ばい煙量等の測定)

第十二条 条例第十七條の規定によるばい煙量又はばい煙濃度の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

一 硫黄酸化物に係るばい煙量の測定は、ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出されるばい煙量が、温度が零度であつて、圧力が一気圧の状態に換算して毎時十立方メートル以上のばい煙関係特定施設について、別表第二の付表一の備考第二項に掲げる硫黄酸化物に係るばい煙量の測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上行うこと。

二 硫黄酸化物に係るばい煙関係特定施設において使用する燃料の硫黄含有率の測定は、別表第二の付表一の備考第二項第二号に掲げる硫黄含有率の測定法により行うこと。ただし、当該使用する燃料の硫黄含有率が他の方法により確認できるときは、この限りでない。

三 ばいじんに係るばい煙濃度の測定は、別表第三の備考第一項及び第二項に掲げる測定法により、二月を超えない作業期間ごとに一回以上(排出ガス量(ばい煙関係特定施設において発生し、排出口から大気中に排出される排出ガス量をいう。以下次号において同じ。))が毎時四万立方メートル未満のばい煙関係特定施設に係る測定については、年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が六月以上のばい煙関係特定施設に係る測定については、年一回以上)を行うこと。

四 大気関係有害物質に係るばい煙濃度の測定は、別表第四の付表に掲げる測定法により、排出ガス量が毎時四万立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係る測定については二月を超えない作業期間ごとに一回以上、排出ガス量が毎時四万立方メートル未満五千立方メートル以上のばい煙関係特定施設に係る測定については年二回以上(一年間につき継続して休止する期間(前年から引き続き休止し、かつ、その期間のうち前年に属する期間が六月未満である場合は、当該前年に属する期間を含む。))が六月以上のばい煙関係特定施設に係る測定については、年一回以上)を行うこと。

五 前各号の測定の結果は、別記様式第五号によるばい煙量等測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

第二款 粉じんに関する規制

(粉じん関係特定施設)

第十三条 条例第二條第七号の規則で定める施設は、別表第五の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、第四条各号に掲げる施設を除く。

(粉じん関係特定施設の構造等に関する基準)

第十四条 条例第二十一條第一項の規則で定める構造並びに使用及び管理に関する基準は、別表第六に掲げるとおりとする。

(粉じん関係特定施設の設置等の届出)

第十五条 条例第十九條第一項若しくは第三項又は第二十條第一項の規定による届出は、別記様式第六号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第十九條第二項(条例第二十条第二項において準用する場合を含む。))の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- 一 粉じん関係特定施設の配置図
- 二 粉じんを処理し、又は粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 三 粉じんの発生及び粉じんの処理に係る操業の系統の概要を説明する書類(準用)

第十六条 第九條及び第十條の規定は、条例第二十三條第一項において準用する条例第十三條及び第十四條第三項の規定による届出について準用する。

第十七条 第十一條の規定は、条例第十九條第一項及び第三項、第二十條第一項並びに第二十三條第一項において準用する条例第十三條及び第十四條第三項の規定による届出について準用する。

第二節 水環境の保全

第一款 水質の汚濁に関する規制

(人の健康に係る被害が生じるおそれがある物質等)

第十八条 条例第二條第八号イの規則で定める水質関係有害物質は、次に掲げる物質とする。

- 一 カドミウム及びその化合物
- 二 シアン化合物
- 三 有機りん化合物(ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名パラチオン)、ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト(別名メチルパラチオン)、ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト(別名メチルジメトン)及びエチルパラニトロフェニルチオホスホネイト(別名EPN)に限る。)

- 四 鉛及びその化合物
  - 五 六価クロム化合物
  - 六 砒素及びその化合物
  - 七 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
  - 八 ポリ塩化ビフェニル
  - 九 トリクロロエチレン
  - 十 テトラクロロエチレン
  - 十一 ジクロロメタン
  - 十二 四塩化炭素
  - 十三 一・二・ジクロロエタン
  - 十四 一・一・ジクロロエチレン
  - 十五 シス・一・二・ジクロロエチレン
  - 十六 一・一・一・トリクロロエタン
  - 十七 一・一・二・トリクロロエタン
  - 十八 一・三・ジクロロプロペン
  - 十九 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)
  - 二十 二・クロロ・四・六・ビス(エチルアミノ)・s・トリアジン(別名シマジン)
  - 二十一 S・四・クロロベンジル<sup>〃</sup>N・N・ジエチルチオカルバマート(別名チオベンカルブ)
  - 二十二 ベンゼン
  - 二十三 セレン及びその化合物
- 2 条例第二条第八号口の規則で定める項目は、次に掲げる項目とする。
- 一 水素イオン濃度
  - 二 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
  - 三 浮遊物質
  - 四 ノルマルヘキサノ抽出物質含有量
  - 五 フェノール類含有量
  - 六 銅含有量
  - 七 亜鉛含有量
  - 八 溶解性鉄含有量
  - 九 溶解性マンガン含有量
  - 十 クロム含有量
  - 十一 ふっ素含有量
  - 十二 大腸菌群数

十三 温度、外觀、透視度及び臭気

(汚水等関係特定施設)

第十九条 条例第二条第八号の規則で定める施設は、別表第七に掲げる施設とする。

(条例第三十二条第二項の規則で定める施設)

第二十条 条例第三十二条第二項(条例第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める施設は、別表第七の三の項に掲げる施設とする。

(排出水の汚染状態に係る規制基準)

第二十一条 条例第七条第二項の規則で定める排出水の汚染状態についての規制基準は、水質関係有害物質による汚染状態にあっては別表第八の中欄に掲げる水質関係有害物質の種類ごとに同表の下欄に掲げるとおりとし、同項第二号口の項目に係る汚染状態にあっては別表第九の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第七号に規定する排水区域内に所在する汚水等関係特定事業場(別表第七の五の項に掲げる施設を設置するものを除く。)に係る排出水については、当該排水区域の公共下水道に設置された終末処理場に係る放流水の水質基準(下水の処理方法を異にする二以上の終末処理場がある場合にあっては、それぞれの終末処理場に係る放流水の水質基準のうち、最も厳しいもの)が前項の水質関係有害物質の種類又は項目について同項の規制基準より厳しいものである場合にあっては、同項の規定にかかわらず、その水質基準を当該物質又は項目に係る規制基準とする。

(汚水等関係特定施設の設定等の届出)

第二十二条 条例第二十五条、第二十六条又は第二十七条の規定による届出は、別記様式第七号による届出書によつてしなければならない。

2 条例第二十五条第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 排出水の汚染状態及び量
- 二 用水及び排水の系統

(氏名の変更等の届出)

第二十三条 条例第三十条の規定による届出は、条例第二十五条第一号又は第二号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては別記様式第一号、汚水等関係特定施設の使用の廃止に係る場合にあっては別記様式第三号による届出書によつてしなければならない。

(承継の届出)

第二十四条 条例第三十一条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によつてしなければならない。

(届出書の提出部数等)

第二十五条 条例第二十五条から第二十七条まで、第三十条又は第三十一条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

2 別表第七の五の項に掲げる汚水等関係特定施設に係る条例の規定による届出は、これに相当する水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)の規定による届出をもって足りるものとする。

(排出水の汚染状態の測定)

第二十六条 条例第三十四条第一項の規定による排出水の汚染状態の測定及びその結果の記録は、次に定めるところによる。

- 一 当該汚水等関係特定事業場の排出水に係る規制基準に定められた事項について、当該規制基準の検定方法により行うこと。
- 二 測定の結果は、別記様式第八号による水質測定記録表により記録し、その記録を三年間保存すること。

第二款 有害物質の地下浸透の禁止

(水質関係有害物質を含む水の要件)

第二十七条 条例第三十六条の規則で定める要件は、水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年総理府令第二号)第六条の二の規定により環境大臣が定める方法により水質関係有害物質による汚染状態を検定した場合において、当該水質関係有害物質が検出されることとする。

第三節 土壌環境の保全

(土地履歴調査)

第二十八条 条例第四十条第一項の規定による土地履歴調査は次に掲げる事項について行うものとし、その調査結果の報告は、別記様式第九号によつてしなければならない。

- 一 土地の改変をしようとする土地における過去の土壌関係特定事業場の設置状況その他の土地の利用の履歴
- 二 当該土壌関係特定事業場において製造され、使用され、又は処理されていた土壌関係特定有害物質の種類
- 三 土壌関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管の状況

(土壌関係特定事業場)

第二十九条 条例第四十条第一項の規則で定める土壌関係特定事業場は次に掲げるものとする。

- 一 汚水等関係特定事業場(土壌関係特定有害物質を取り扱ったことのあるものに限る。)
  - 二 ガソリンスタンド
  - 三 射撃場
- (土壌汚染確認調査)

第三十条 条例第四十条第二項の規定による土壌汚染確認調査は、過去に取り扱っていた土

壌関係特定有害物質(当該土壌関係特定有害物質が土壌汚染対策法施行令(平成十四年政令第百三十六号)第一条第十四号又は第十六号から第十八号までに掲げる特定有害物質である場合は、土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下この節において「法施行規則」という。))第一条第一項各号に掲げる特定有害物質の区分に応じ、当該各号に定める特定有害物質を含む。)について、次の各号に掲げる特定有害物質の種類に依りて、当該各号に定める試料の採取及び測定を行うこととする。

- 一 法施行規則第四条第三項第二号イに規定する第一種特定有害物質 土壌中の気体の採取及び当該気体に含まれる土壌関係特定有害物質の量の測定(以下「土壌ガス調査」という。))並びに土壌の採取及び当該土壌に水を加えた場合に溶出する土壌関係特定有害物質の量の測定(以下「土壌溶出量調査」という。))。ただし、土壌ガス調査の結果、土壌中の気体から土壌関係特定有害物質が検出されない場合は、土壌溶出量調査を行うことを要しない。

二 法施行規則第五条第一項第一号に規定する第二種特定有害物質 土壌溶出量調査並びに土壌の採取及び当該土壌に含まれる土壌関係特定有害物質の量の測定(以下「土壌含有量調査」という。))

三 法施行規則第五条第一項第三号に規定する第三種特定有害物質 土壌溶出量調査

2 土壌ガス調査の方法は、知事が定める指針(以下「土壌汚染対策指針」という。))に定める方法により土壌中の気体の採取を行い、法施行規則第五条第二項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

3 土壌溶出量調査の方法は、土壌汚染対策指針に定める方法により土壌の採取を行い、法施行規則第五条第三項第四号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

4 土壌含有量調査の方法は、土壌汚染対策指針に定める方法により土壌の採取を行い、法施行規則第五条第四項第二号に規定する環境大臣が定める方法により測定することとする。

5 条例第四十条第二項の規定による届出は、別記様式第十号によつてしなければならない。

(土壌の汚染状況に係る基準)

- 第三十一条 条例第四十条第三項の規則で定める基準は次に掲げるとおりとする。
  - 一 土壌溶出量調査に関するものは、法施行規則第十八条第一項に定める基準
  - 二 土壌含有量調査に関するものは、法施行規則第十八条第二項に定める基準

(汚染拡散防止計画書)

第三十二条 条例第四十条第三項の汚染拡散防止計画書は、土壌汚染対策指針に定めるところにより、次に掲げる事項について作成し、別記様式第十一号によつて提出しなければならない。

- 一 土地の汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止を行う区域

## 三 汚染の拡散防止の方法

## 四 汚染土壌の搬出の有無及び搬出先

## 五 汚染の拡散防止措置の開始及び終了の時刻

## 六 汚染の拡散防止措置の期間中の環境保全対策

## (汚染拡散防止計画書に関する基準)

第三十三条 条例第四十一条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 土地の変更の実施に当たり、汚染土壌又は土壌関係特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために必要な措置を講じること。

二 土地の変更の実施に当たり、汚染土壌(第三十一条第一号の基準に係るものに限る。)が当該土地内の帯水層に接しないようにすること。

三 土地の変更を行った後、土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第七条第四項の技術的基準に適合する汚染の除去等の措置が講じられた場合と同等以上に人の健康に係る被害が生じることがないようにすること。

四 掘削した汚染土壌を土地の変更をしようとする土地の外へ搬出する場合には、法施行規則第三十六条第四号イからハまでに規定する措置を講じること。

## 第四節 騒音の防止

## 第一款 騒音関係特定事業場に関する規制

## (騒音関係特定施設)

第三十四条 条例第二条第九号の規則で定める施設は、別表第十の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。ただし、次に掲げる施設を除く。

一 鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される施設

二 第四条第二号及び第三号に掲げる施設。ただし、需要設備(電気を使用するために、その使用の場所と同一の構内(発電所又は変電所の構内を除く。)に設置する電気工作物の総合体をいう。)のうち電圧一万ボルト未満の機器を除く。

## (工場騒音の規制基準)

第三十五条 条例第七条第二項の規則で定める工場騒音の規制基準は、別表第十一の上欄に掲げる区域の区分及び同表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

## (騒音関係特定施設の設置等の届出)

第三十六条 条例第四十五条第一項又は第四十六条第一項の規定による届出は、別記様式第十二号による届出書によってしなければならない。

2 条例第四十五条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 工場又は事業場の事業内容

## 二 常時使用する従業員数

## 三 騒音関係特定施設の型式及び公称能力

## 四 騒音関係特定施設の種類の通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第四十五条第二項(条例第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、騒音関係特定事業場及びその付近の見取図とする。

## (騒音関係特定施設の数の変更の届出)

第三十七条 条例第四十七条第一項の規定による届出は、条例第四十五条第一項第三号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十三号、同項第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十四号による届出書によってしなければならない。

2 条例第四十五条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る届出書には、当該変更に係る騒音関係特定施設の種類のことに前条第二項第三号及び第四号に掲げる事項を記載しなければならない。

3 条例第四十七条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の規定による届出に係る騒音関係特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該騒音関係特定施設の種類のに係る直近の届出により届け出た数の二倍以内の数に増加する場合とする。

## (氏名の変更等の届出)

第三十八条 条例第四十九条の規定による届出は、条例第四十五条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第二号、騒音関係特定事業場に設置する騒音関係特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては別記様式第三号による届出書によってしなければならない。

## (承継の届出)

第三十九条 条例第五十条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によってしなければならない。

## (届出書の提出部数)

第四十条 条例第四十五条第一項、第四十六条第一項、第四十七条第一項、第四十九条又は第五十条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

## 第二款 特定建設作業に関する規制

## (特定建設作業)

第四十一条 条例第二条第十号の規則で定める作業は、別表第十二に掲げる作業とする。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるもの及び騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第二条第三項に規定する特定建設作業であつて同法第三条第一項の規定により指定された地域内において行われるものを除く。

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準)

第四十二条 条例第五十四条第一項の規則で定める基準は、別表第十三に掲げるとおりとする。

(特定建設作業の実施の届出)

第四十三条 条例第五十三条第一項又は第二項の規定による届出は、別記様式第十五号による届出書によってしなければならない。

2 条例第五十三条第一項第五号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 建設工事の名称並びに発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

二 特定建設作業の種類

三 特定建設作業に使用される別表第十二に規定する機械の名称、型式及び仕様

四 特定建設作業の開始及び終了の時刻

五 下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

六 届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

3 条例第五十三条第三項の規則で定める書類は、特定建設作業を伴う建設工事の工程の概要を示した工事工程表で特定建設作業の工程を明示したものとする。

(準用)

第四十四条 第四十条の規定は、条例第五十三条第一項及び第二項の規定による届出について準用する。

第三款 音響機器音に関する規制

(音響機器音の規制基準)

第四十五条 条例第七条第二項の規則で定める音響機器音の規制基準は、別表第十四の上欄に掲げる区域の区分及び同表の中欄に掲げる時間の区分ごとに同表の下欄に掲げるとおりとする。

第五節 悪臭の防止

(悪臭関係特定施設)

第四十六条 条例第二条第十一号の規則で定める施設は、別表第十五の中欄に掲げる施設とし、同表の下欄に規模又は能力について定めがある施設については、その規模又は能力がそれぞれ同欄に該当するものに限るものとする。

(悪臭の規制基準)

第四十七条 条例第七条第二項の規則で定める悪臭の規制基準は、臭気が悪臭関係特定事業場の周辺の多数の住民に対し、著しい不快感を与えると認められる程度とする。

(悪臭関係特定施設の設置等の届出)

第四十八条 条例第六十三条第一項又は第六十四条第一項の規定による届出は、別記様式第十六号による届出書によってしなければならない。

2 条例第六十三条第一項第七号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 工場又は事業場の事業内容

二 常時使用する従業員数

三 悪臭関係特定施設の型式及び公称能力並びに家畜の収容施設にあつては、その収容頭数

四 悪臭関係特定施設の種類の種類ごとの通常の日における使用の開始及び終了の時刻

3 条例第六十三条第二項(条例第六十四条第二項及び第六十五条第二項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、悪臭関係特定事業場及びその付近の見取図とする。

(悪臭関係特定施設の数等の変更の届出)

第四十九条 条例第六十五条第一項の規定による届出は、条例第六十三条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十七号、同項第五号又は第六号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第十八号による届出書によってしなければならない。

2 条例第六十五条第一項ただし書の規則で定める範囲は、条例第六十三条第一項、第六十四条第一項又は第六十五条第一項の規定による届出に係る悪臭関係特定施設の種類の数、第六十四条第一項及び第六十五条第一項の規定による届出に係る悪臭関係特定施設の種類の数を減少する場合及びその数を当該悪臭関係特定施設の種類の数に倍する届出により届出した数の二倍以内の数に増加する場合とする。

(氏名の変更等の届出)

第五十条 条例第六十七条の規定による届出は、条例第六十三条第一項第一号又は第二号に掲げる事項の変更の届出にあつては別記様式第二号、悪臭関係特定事業場に設置する悪臭関係特定施設のすべての使用の廃止の届出にあつては別記様式第三号による届出書によってしなければならない。

(承継の届出)

第五十一条 条例第六十八条第三項の規定による届出は、別記様式第四号による届出書によってしなければならない。

(届出書の提出部数)

第五十二条 条例第六十三条第一項、第六十四条第一項、第六十五条第一項、第六十七条又は第六十八条第三項の規定による届出は、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。

第六節 自動車排出ガス等の削減  
(駐車場の規模)

第五十三条 条例第七十三条の規則で定める規模は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 自動車(駐車場法(昭和三十二年法律第百六号)第二条第四号に規定する自動車を用いる。以下この条において同じ。)の駐車のために供する部分の面積が五百平方メートル以上のもの
- 二 自動車の収容能力が四十台以上のもの

(自動車使用台数)

第五十四条 条例第七十四条第一項の規則で定める台数は、五十台とする。

(自動車使用合理化計画書)

第五十五条 条例第七十四条第一項の規定による自動車使用合理化計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 次に掲げる事項について記載するものであること。
  - イ 自動車の使用合理化及び低公害車等の導入に係る事項
  - ロ デイジーゼル車の排出ガス低減装置等の装着に係る事項
  - ハ 自動車の適正な点検及び整備の実施に係る事項
  - ニ 自動車の燃料使用の低減に資する運転に係る事項
  - ホ 自動車使用合理化に資する従業員教育に係る事項
- 二 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うものであること。

(自動車使用合理化計画書の公表の方法)

第五十六条 条例第七十四条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

(実施した措置の公表)

第五十七条 条例第七十四条第四項の規定による公表は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法により、その前年度分の実績について、毎年六月三十日までに行つこととする。

(環境への負荷に関する項目)

第五十八条 条例第七十五条の規則で定める環境への負荷に関する項目は次に掲げる項目とする。

- 一 窒素酸化物の量
- 二 一酸化炭素の量
- 三 炭化水素の量(天然ガス自動車については、非メタン炭化水素の量に代えることができる。)

四 粒子状物質の量(軽油を燃料とする自動車に限る。)

五 黒煙の量(軽油を燃料とする自動車に限る。)

六 加速走行騒音の大きさ

七 燃料の種類及び燃料消費率

八 その他の環境負荷に関する項目

第七節 化学物質の適正管理

第五十九条 条例第七十七条第一項の規定による化学物質自主管理計画書は、次に掲げるところにより作成するものとする。

- 一 次に掲げる事項について記載するものであること。
  - イ 化学物質管理の方針
  - ロ 社内の化学物質管理体制
  - ハ 化学物質の排出量等削減目標及びその達成措置
  - ニ 従業員の化学物質の教育・訓練に係る事項
  - ホ 化学物質に関する住民との相互理解に係る事項
  - ヘ 化学物質に係る事故時の措置
  - ト その他化学物質の適正管理に必要な事項
- 二 計画の対象期間は、第一種指定化学物質等取扱事業者が適切と認める複数年の年次計画として定め、当該計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うものであること。

(公表の方法)

第六十条 条例第七十七条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の第一種指定化学物質等取扱事業者が適切と認める方法とする。

第八節 資源の循環的な利用及び廃棄物の適正処理

第一款 資源の循環的な利用

第六十一条 条例第七十九条第二項の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 県内で生産等をされるリサイクル製品であること。
- 二 その全部又は一部に県内で発生する再生資源等を用いて生産等をされるリサイクル製品であること。
- 三 申請時において既に県内で販売されているリサイクル製品であること。
- 四 当該リサイクル製品の使用又は購入を推奨することが県内における資源の循環的な利用及び廃棄物の減量化等のために適当であると認められること。
- 五 その他知事が別に定める基準を満たしていること。



(登録の申請)

第六十二条 条例第八十条第一項の規定による申請は、別記様式第十九号によつてしなければならない。

(登録の有効期間)

第六十三条 条例第八十条第二項の規則で定める期間は、三年間とする。

(登録の表示)

第六十四条 条例第八十一条の規定による表示は、「広島県登録リサイクル製品」の文字の表示により行うものとする。

(変更の届出等)

第六十五条 条例第八十二条の規定による届出は、別記様式第二十号によつてしなければならない。

(軽微な変更)

第六十六条 条例第八十二条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものの変更以外のものとする。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 品目名

三 製品名

四 製造加工場の所在地及び名称

五 製品の原材料となる再生資源等の状況

六 第六十一条第五号の規定により知事が別に定める基準への適合状況

第二款 廃棄物の減量化の促進

(多量排出事業者)

第六十七条 条例第八十五条第一項の規則で定める事業者は、前年度の産業廃棄物の発生量が五百トン以上である事業場を設置している事業者とする。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第六条の三に規定する事業者を除く。

(産業廃棄物処理計画書)

第六十八条 条例第八十五条第一項の産業廃棄物処理計画書は、次に掲げるところに従い作成し、別記様式第二十一号を添えて、当該年度の六月三十日までに提出するものとする。

一 当該事業場において現に行っている事業の概要を記載するものであること。

二 次に掲げる事項を定めるものであること。

イ 計画期間

ロ 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

ハ 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

ニ 産業廃棄物の分別に関する事項

ホ 産業廃棄物の再生利用に関する事項

ヘ 産業廃棄物の処理に関する事項

(産業廃棄物処理計画実施状況報告書)

第六十九条 条例第八十五条第二項の産業廃棄物処理計画実施状況報告書は、別記様式第二十二号により作成し、翌年度の六月三十日までに提出するものとする。

(公表)

第七十条 条例第八十五条第三項の規定による公表は、同条第一項の産業廃棄物処理計画書及び同条第二項の産業廃棄物処理計画実施状況報告書の内容を一年間公衆の縦覧に供することににより行うものとする。

第三款 廃棄物の適正処理の推進

(能力の確認方法)

第七十一条 条例第八十六条の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

一 受託者から運搬車両、保管施設、処理施設等の状況を聴取する方法

二 受託者の運搬車両、保管施設、処理施設等を実地に調査する方法

三 その他前二号と同等以上に受託者の能力を確認できる方法

第九節 その他の生活環境の保全等

(屋外燃焼行為を禁止する物質等)

第七十二条 条例第八十九条の規則で定める物質は、次に掲げる物であつて廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三百七十七号)第一条第一項に規定する廃棄物に該当しないものとする。

一 プラスチック類

二 ゴム

三 油

四 木

五 紙

六 繊維

七 皮革

2 条例第八十九条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合であつて、ダイオキシン類、ばい煙又は悪臭の発生を最小限にする方法により燃焼させるときとする。

一 地域の慣習による催し、宗教上の儀式・行事、消防防災訓練その他社会生活において相当と認められる場合において燃焼させる場合

二 農作物の凍霜害防止等災害による被害を防止するために燃焼させる場合

三 空気取入口及び煙突の先端以外に燃焼設備内と外気とが接することなく燃焼させることができ、かつ、燃焼に必要な量の空気の通風が行われる燃焼設備で燃焼させる場合

## 第三章 地球温暖化の防止

## (事業所の範囲)

第七十三条 条例第百条第一項の規則で定める事業所は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第六条第三項に規定する第一種エネルギー管理指定工場とする。ただし、国及び地方公共団体の設置するものを除く。

## (温室効果ガス削減計画書)

第七十四条 条例第百条第一項の規定による温室効果ガス削減計画書は、次に掲げるところにより作成し、第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内に、別記様式第二十三号によって提出するものとする。

一 次に掲げる事項について記載するものであること。

## イ 事業の概要

## ロ 計画期間

## ハ 計画の基本的な方向

## ニ 温室効果ガスの排出状況

## ホ 温室効果ガスの総排出量に関する数量的な目標

## ヘ 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標並びに具体的な取組

## ト 温室効果ガス削減計画の推進並びに実施状況の点検及び評価に関する方法

二 計画の対象期間は、特定事業者が適切と認める複数年の年次計画として定めること。

2 計画期間が満了したとき、又は計画の内容を大幅に変更する必要があるときは、計画の改定を行うとともに、速やかに改定後の温室効果ガス削減計画書を知事に提出するものとする。

## (公表の方法)

第七十五条 条例第百条第二項の規則で定める方法は、インターネットの利用、年次報告書等の書面への掲載その他の特定事業者が適切と認める方法とする。

## 第四章 雑則

## (受理書)

第七十六条 知事は、条例第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第二十五条、第二十七条、第四十五条第一項、第四十六条第一項又は第四十七条第一項の届出を受理したときは、別記様式第二十四号による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。

## (立入検査の身分証明書)

第七十七条 条例第百四条第一項の身分を示す証明書の様式は、別記様式第二十五号のとおりとする。

## (計画書等の提出部数)

第七十八条 第十一条第一項、第二十五条第一項、第四十条及び第五十二条に定めるものの

ほか、条例及びこの規則の規定により知事に提出する報告書、届出書、計画書、申請書その他の書類の提出部数は、正本にその写し一通を添えてしなければならない。

## 附則

## (施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条、第五十八条及び第六十七条から第七十一条までの規定 平成十六年四月一日

二 第二十八条から第三十三条まで、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条、第六十条及び第七十三条から第七十五条まで並びに次項の規定 平成十六年十月一日  
(経過措置)

2 平成十六年十月一日現在においてその事業所が第一種エネルギー管理指定工場に指定されている特定事業者については、第七十四条第一項中「第一種エネルギー管理指定工場に指定された日から起算して一年以内」とあるのは、「平成十七年九月三十日まで」と読み替えるものとする。

3 この規則による改正前の広島県公害防止条例施行規則の様式により作成された届出書その他の用紙は、改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の様式により作成された届出書その他の用紙とみなし、当分の間、引き続き使用することができる。

## (広島県行政組織規則の一部改正)

4 広島県行政組織規則(昭和三十九年広島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。  
第九条第三項環境創造総室の部環境政策室の項中第十四号を第十五号とし、第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)に関すること。(地球温暖化の防止に係るものに限る。)

第九条第三項環境創造総室の部環境対策室の項第二号中「公害防止協定」を「環境保全協定」に改め、同項第十二号を次のように改める。

十二 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(環境政策室、循環型社会推進室及び産業廃棄物対策室の所掌に属するものを除く。)

第九条第三項産業廃棄物対策総室の部循環型社会推進室の項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(資源の循環的な利用、廃棄物の減量化の促進並びに環境教育及び環境学習の推進に係るものに限る。)

第九条第三項産業廃棄物対策総室の部産業廃棄物対策室の項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 広島県生活環境の保全等に関する条例に関すること。(廃棄物の適正処理の推進に係るものに限る。)

第二十六条第一項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第二項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第三項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第四項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第五項厚生環境局の部環境管理課の項第七号、同条第六項厚生環境局の部環境管理課の項第七号及び同条第七項厚生環境局の部環境管理課の項第七号中「広島県公害防止条例」を「広島県生活環境の保全等に関する条例」に改める。

5 (広島県地方機関の長に対する事務委任規則の一部改正)

広島県地方機関の長に対する事務委任規則(昭和三十九年広島県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項第二十九號を次のように改める。

二十九 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)に基づき知事の権限のうち、次に掲げるもの

- (1) 第八条第一項、第九条第一項、第十条第一項、第十三条(第二十三條第一項において準用する場合を含む。)、第十四条第三項(第二十三條第一項において準用する場合を含む。)、第十九条第一項及び第三項、第二十条第一項、第二十五条、第二十六条、第二十七条、第三十条並びに第三十一条第三項の規定による届出の受理
- (2) 第十一条及び第二十八条の規定による計画の変更及び廃止の命令
- (3) 第十二条第二項及び第二十九条第二項の規定による実施の制限期間の短縮
- (4) 第十六条及び第三十三条の規定による施設の改善命令及び使用の一時停止命令
- (5) 第二十二條の規定による基準適合命令及び施設の使用の一時停止命令
- (6) 第六十一条第一項の規定による違反行為の停止その他必要な措置の勧告
- (7) 第六十一条第二項の規定による違反行為の停止その他必要な措置の命令
- (8) 第八十条第一項の規定による登録の申請の受付
- (9) 第八十二条の規定による変更の届出の受付
- (10) 第一百三三条の規定による勧告(二以上の地域事務所所管区域にわたる広域的な見地から処理する必要がある公害事案に係るものを除く。)
- (11) 第四百四條第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

別表第一(第四条関係)ばい煙関係特定施設

番号	施設 の 名 称	規 模 又 は 能 力
一	水性ガス又は油ガスの発生のに供するガス発生炉及び加熱炉	原料として使用する石炭又はコークスの処理能力が一日当たり二〇トン未満一〇トン以上であること。
二	金属の精製又は鑄造の用に供する溶解炉(こぎ炉を除く。)	火格子面積(火格子の水平投影面積をいう。以下同じ)が一平方メートル未満〇・五平方メートル以上であるか、羽口断面面積(羽口の最下端の高さにおける炉の内壁で囲まれた部分の水平断面積をいう。)が〇・五平方メートル未満〇・二五平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満三〇リットル以上であること。
三	金属の鍛造若しくは圧延又は金属若しくは金属製品の熱処理の用に供する加熱炉	
四	石油製品、石油化学製品又はコールド製品の製造の用に供する加熱炉	
五	石油の精製の用に供する流動接触分解装置のうち触媒再生塔	触媒に付着する炭素の燃焼能力が一時間当たり二〇〇キログラム未満一〇〇キログラム以上であること。
六	窯業製品の製造の用に供する焼成炉及び溶融炉	火格子面積が一平方メートル未満〇・五平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算一時間当たり五〇リットル未満三〇リットル以上であること。
七	無機化学工業品又は食品品の製造の用に供する反応炉(カーボンブラック製造用燃焼装置を含む。)及び直火炉	
八	乾燥炉	
九	鉱酸の製造の用に供する吸収施設	
一〇	石油の精製若しくは加工又は石油化学製品の製造の用に供する硫酸洗浄施設及び廃ガスの廃棄施設	
一一	金属の精錬又は加工の用に供する電解施設 電気めつき施設及び酸洗浄施設	
一二	機械の製造又は加工の用に供する電気めつき施設及び酸洗浄施設	
一三	合成染料(中間物を含む。)、有機顔料その他の有機薬品の製造の用に供する精製施設及び加工施設	
一四	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品の製造の用に供する精製施設及び加工施設	
一五	たんばく質の加水分解による食品又は医薬品の製造の用に供する分解施設	
一六	化学繊維又はビスコース製品の製造の用に供する紡糸施設	

一七 合成樹脂の製造若しくは加工又は天然樹脂の加工の用に供する反応施設、熱処理施設及び乾燥施設

備考 この表の一の項から八の項までに掲げる施設は、昭和四十五年四月一日以後に設置された施設(同日前に設置の工事に着手されたものを除く。)に限るものとする。

別表第二(第五条関係)  
硫黄酸化物の規制基準等

次の式により算出した硫黄酸化物の量とする。  

$$Q = K \times 10^{-3} \cdot He^2$$
 この式において、 $Q$   $K$  及び  $He$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。  
 硫黄酸化物の量(単位: 温度零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)  
 付表一の中欄に掲げる地域ごとに同表の下欄に掲げる値  
 付表二に規定する方法により補正された排出口の高さ(単位: メートル)

備考 この表に掲げる規制基準は、別表第一の一の項から八の項までに掲げる施設に適用する。

付表一

番号	地域	区分	K 値
一	福山市(芦田町、加茂町、駅家町並びに平成十五年二月三日における内海町及び新市町を除く。)及び大竹市の区域		三・五
二	呉市(平成十五年四月一日における下蒲刈町を除く。)の区域		五・〇
三	広島市、安芸郡府中町、同郡海田町、同郡熊野町及び同郡坂町の区域		七・〇
四	竹原市、三原市、尾道市、平成十五年四月一日における豊田郡大崎上島町(同日における東野の区域に限る。)及び御調郡向島町の区域		八・〇
五	前各号に掲げる区域以外の地域		一七・五

備考  
 一 この表に掲げる区域は、この表に別段の定めのない限り、昭和五十年三月二十日における行政区域その他の区域によって表示されたものとする。  
 二 この表の下欄に掲げる数値を適用して算出される本表の硫黄酸化物の量は、次のいずれかに掲げる測定法により測定して算出される硫黄酸化物の量として表示されたものとする。  
 一 日本工業規格(以下「規格」といふ。)K10103に定める方法により硫黄酸化物濃度を、規格Z八八〇八に定める方法により排出ガス量をそれぞれ測定する方法  
 二 規格K2301、規格K2541又は規格M八八13に定める方法により燃料の硫黄含有率を、規格Z八七六二又は規格Z八七六三に定める方法その他の適当であると認められる方法により燃料の使用量をそれぞれ測定する方法  
 三 大気汚染防止法施行規則(昭和四十六年厚生省令第一号)別表第一の備考の三の規定により環境大臣が定める方法

付表二

$$He = Ho + 0.65 (Hm + Hr)$$

$$Hm = \frac{0.795 \cdot Q \cdot V}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$Hr = 2.01 \times 10^{-3} \cdot Q \cdot (T - 288) \cdot (2.30 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{Q \cdot V} \left( 1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288} \right) + 1$$

これらの式においては、 $He$ 、 $Ho$ 、 $Q$ 、 $V$  及び  $T$  は、それぞれ次の値を表わすものとする。  
 補正された排出口の高さ(単位: メートル)  
 排出口の実高さ(単位: メートル)  
 温度一五度における排出ガス量(単位: 立方メートル毎秒)  
 排出ガスの排出速度(単位: メートル毎秒)  
 排出ガスの温度(単位: 絶対温度)

別表第三(第六条関係)

ばいじんの規制基準

番号	施設の種類	ばいじんの量
一	別表第一の一の項に掲げる施設のうちガス発生炉	〇・六〇グラム
二	別表第一の一の項に掲げる施設のうち加熱炉	〇・二〇グラム
三	別表第一の二の項に掲げる溶解炉	〇・四〇グラム
四	別表第一の三の項に掲げる加熱炉	〇・四〇グラム
五	別表第一の四の項に掲げる加熱炉	〇・二〇グラム
六	別表第一の五の項に掲げる触媒再生塔	〇・六〇グラム
七	別表第一の六の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち土中釜	〇・八〇グラム
八	別表第一の六の項に掲げる焼成炉(石灰焼成炉に限る。)のうち前項に掲げるもの以外のもの	〇・六〇グラム
九	別表第一の六の項に掲げる溶解炉のうちつぼ炉	〇・五〇グラム
一〇	別表第一の六の項に掲げる焼成炉及び溶解炉のうち前三項に掲げるもの以外のもの	〇・四〇グラム
一一	別表第一の七の項に掲げる反応炉及び直火炉	〇・四〇グラム
一二	別表第一の八の項に掲げる乾燥炉のうち骨材乾燥炉	〇・八〇グラム
一三	別表第一の八の項に掲げる乾燥炉のうち前項に掲げるもの以外のもの	〇・四〇グラム

別表第四(第七条関係)

大気関係有害物質の規制基準

番号	大気関係有害物質の種類	施設の種類	大気関係有害物質の量
一	アンモニア	別表第一の九の項から一七の項までに掲げる施設	一六〇ミリグラム
二	ふっ素及びその化合物		二・五ミリグラム
三	シアン及びその化合物		五・〇ミリグラム
四	一酸化炭素		二五〇ミリグラム
五	ホルムアルデヒド		一三三ミリグラム
六	硫化水素		三〇ミリグラム
七	塩化水素		八〇ミリグラム
八	二酸化窒素		一〇〇ミリグラム
九	二酸化硫黄		一四〇ミリグラム
一〇	塩素		三〇ミリグラム
一一	二硫化炭素		六七〇ミリグラム
一二	フェノール		一二五ミリグラム
一三	硫酸(三酸化硫黄を含む。)		一〇ミリグラム
一四	黄りん		一・〇ミリグラム
一五	鉛及びその化合物		一・五ミリグラム
一六	アセトアルデヒド		三九〇ミリグラム

備考  
 1 この表の第四欄に掲げる大気関係有害物質の量は、付表に掲げる測定法により測定される量として表示されたものとし、当該大気関係有害物質の量には、施設を始動し、又は停止する場  
 2 間内において排出される量を排出される大気関係有害物質(一時間につき合計六分間を超えない時  
 3 間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。  
 この表に掲げる規制基準は、物の燃焼に伴い発生する物質については、一工程の平均の量とする。

備考  
 1 この表の下欄に掲げるばいじんの量は、規格Z八八〇八に定める方法により測定される量として表示されたものとし、当該ばいじんの量には、燃料の点火、灰の除去のための火層整理又はすすの掃除を行う場合において排出されるばいじん(一時間につき合計六分間を超えない時間内に排出されるものに限る。)は含まれないものとする。  
 2 ばいじんの量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。  
 3 この表に掲げる規制基準は、すべての規模の施設に適用する。

付表

大気関係有害物質の種類	測定法等
アンモニア	規格K〇〇九に定める方法
ふっ素及びその化合物	規格K〇〇五に定める方法
シアン及びその化合物	規格K〇〇九に定める方法
一酸化炭素	規格K〇〇九八に定める方法(検知管法を除く。)
ホルムアルデヒド	規格K〇〇三三に定める方法
硫化水素	規格K〇〇一〇八に定める方法
塩化水素	規格K〇〇一〇七に定める方法
二酸化窒素	規格K〇〇一〇四に定める方法
二酸化硫黄	パラザニン法又は規格K〇〇一〇三に定める方法
塩素	規格K〇〇一〇六に定める方法
二硫化炭素	規格K〇〇九一に定める方法
フェノール	規格K〇〇八六に定める方法
硫酸(三酸化硫黄を含む。)	規格K〇〇一〇三に定める方法のうち沈殿滴定法又はイオンクロマトグラフ法
黄りん	モリブデン・ブルー比色法
鉛及びその化合物	規格K〇〇八三に定める方法
アセトアルデヒド	二・四・ジニトロフェニルヒドラジン法

別表第五(第十三条関係)  
 粉じん関係特定施設

番号	施設の種類	規模又は能力
一	合成染料(中間物を含む。)、有機顔料その他の有機薬品の製造の用に供する粉砕施設	
二	無機塗料、無機顔料その他の無機薬品の製造の用に供する粉砕施設	
三	食料品、飼料又は肥料の製造又は加工の用に供する原料粉砕施設及びふるい分施設	
四	セメントの製造又は加工の用に供する粉砕施設並びに加工施設のうち、セメントサイロ、セメントホッパー、パッチャー、プラント、砂利選別施設、ふるい分施設及び自動包装施設	粉砕施設にあつては原動機の定格出力が七五キロワット未満、ふるい分施設にあつては原動機の定格出力が一五キロワット未満であること。

五	窯業製品(セメント製品を除く。)又は土 石製品の製造又は加工の用に供する粉砕施設 ふるい分施設及び自動包装施設	
六	石綿又は合成樹脂の切断又は成型加工の用 に供する施設	
七	粉炭、石炭又はコークスのたい積場及び粉 炭の製造施設	鉱物(コークスを含む。)のたい積場に あつては、その面積が一〇〇〇平方メー トル未満であること。

別表第六(第十四条関係)

粉じん関係特定施設の構造並びに使用及び管理に関する基準

粉じんが排出し、又は飛散するおそれがある場合は、次の各号のいずれかに該当すること。

- 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。
- フード及び集じん機が設置されていること。
- 散水設備によって散水が行われていること。
- 粉じんカバーで覆われていること。
- 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。

別表第七(第十九条関係)

汚水等関係特定施設

番号	施設	名称
一	パン又は菓子の製造業の用に供する洗浄施設	
二	養豚業の用に供する施設(生後六月以上の豚五〇頭以上を飼養又は収容できるものに限 る。)であつて、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ ふん尿の廃棄施設	
三	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設(学校教育法(昭和二十二年法律第二十 六号)第一条に規定する小学校及び中学校並びに薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号) 第二条第七項に規定する薬局又は同法第二十四条第一項の医薬品販売業(一般販売業に限 る。)の店舗に設置されるものを除く。)	
四	流水式塗装施設	
五	水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一に掲げる施設	

別表第八(第二十一条関係)

水質関係有害物質の規制基準

番号	水質関係有害物質の種類	許容限度
一	カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグ ラム
二	シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム

三	有機りん化合物(パラチオン、メチルパラ チオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	一リットルにつき一ミリグラム
四	鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
五	六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグ ラム
六	砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
七	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグ ラム
八	アルキル水銀化合物	検出されないこと。
九	ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
一〇	トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム
一一	テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
一二	ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
一三	四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一四	一・二・ジクロロエタン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一五	一・一・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
一六	シス・一・二・ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一七	一・一・一・トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一八	一・一・二・トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一九	一・三・ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
二〇	チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
二一	シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
二二	チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム
二三	ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
二四	セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム

備考

- この表に掲げる規制基準は、昭和四十九年環境庁告示第六十四号(排水基準を定める省令の  
規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)に定める方法により検定した場合に  
おける検出値によるものとする。
- 「検出されないこと」とは、前項の検定方法により排出水の汚染状態を検定した場合にお  
いて、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表に掲げる規制基準は、別表第七の一の項から四の項までに掲げる施設を設置する汚水  
等関係特定事業場に係る排出水について適用する。

別表第九(第二十一条関係)  
水の汚染状態を示す項目についての規制基準

番号	項目	許容限度			
		第一種水域	第二種水域	第三種水域	第四種水域
一	水素イオン濃度(水素指数)	河川等 湖沼	河川等 湖沼	河川等 湖沼	第四種水域
二	生物化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	五・八以上 八・六以下	九・五以上 九・〇以下
三	化学的酸素要求量 (単位 リットルにつきミリグラム)	(日間平均) 九〇 七〇)	(日間平均) 一六〇 一二〇)	(日間平均) 一六〇 一二〇)	(日間平均) 一三〇 一〇〇)
四	浮遊物質量 (単位 リットルにつきミリグラム)	(日間平均) 九〇 七〇)	(日間平均) 九〇 七〇)	(日間平均) 二〇〇 一五〇)	(日間平均) 二〇〇 一五〇)
五	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量) (単位 リットルにつきミリグラム)	五	五	五	五
六	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量) (単位 リットルにつきミリグラム)	八	八	二〇	二〇
七	フェノール類含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	五	五	五	五
八	銅含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	三	三	三	三
九	亜鉛含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	五	五	五	五
一〇	溶解性鉄含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	一〇	一〇	一〇	一〇
一一	溶解性マンガン含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	一〇	一〇	一〇	一〇
一二	クロム含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	二	二	二	二
一三	ふっ素含有量 (単位 リットルにつきミリグラム)	一五	一五	一五	一五
一四	大腸菌群数 (単位 一立方センチメートルにつき個)	三、〇〇〇 日間平均	三、〇〇〇 日間平均	三、〇〇〇 日間平均	三、〇〇〇 日間平均
一五	温度、外観、透視度及び臭気	排出先の公共用水域の水に著しい変化を与えない程度			

番号	施設の名	規模又は能力
一	金属加工機械 イ やすり目立機 ロ 旋盤 ハ 型削盤 ニ 平削盤 ホ 金属研磨機(移動式ものを除く) ヘ 高速度切断機(といをを用いるものを除く) 空圧圧縮機及び送風機	原動機の定格出力が三・七五キロワット以上であること。 原動機の定格出力が七・五キロワット以上であること。
二	コンクリートブロックマシン	原動機の定格出力が七・五キロワット未満三・七五キロワット以上であること。
三	木材加工機械	
四	イ 帯のこ盤(木工用のものに限る。) ロ 丸のこ盤(木工用のものに限る。) ハ かなな盤	原動機の定格出力が二・二五キロワット未満〇・七五キロワット以上であること。
五	ダイカストマシン	
六	オシレートコンベア	
七	電動発電機	

別表第十(第三十四条関係)  
騒音関係特定施設

備考  
1 別表第八の備考第一項の規定は、この表の規制基準に準用する。  
2 「第一種水域」、「第二種水域」、「第三種水域」及び「第四種水域」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づき排水基準を定める条例(昭和四十六年広島県条例第六十九号)別表第一に掲げる水域をいう。  
3 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。  
4 「日間平均」とは、許容限度は、一日当たりの平均的な汚染状態について定めたものである。  
5 この表に掲げる規制基準は、一日当たりの平均的な排出水の量(以下「排水量」という。)が五〇立方メートル以上である汚水等関係特定事業場(シアン又はクロムを使用する汚水等関係特定事業場)にあつては、排水量が三〇立方メートル以上であるもの(に係る排出水について適用する。  
6 一、二の項に掲げる項目についての規制基準は、前項に規定するもののほか、排水量が五〇立方メートル未満(シアン又はクロムを使用する汚水等関係特定事業場)にあつては、三〇立方メートル未満)である汚水等関係特定事業場に係る排出水についても適用する。  
7 この表に掲げる規制基準は、別表第七の一の項、三の項及び四の項に掲げる施設を設置する汚水等関係特定事業場(紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業に属する汚水等関係特定事業場(染色施設を設置しているものに限る。)を除く。)に係る排出水についても適用する。

別表第十一(第三十五条関係)  
工場騒音の規制基準

種別	区域の区分	時間の区分	
		夜間	許容限度
第一種区域	第一種低層住居専用地域及び第一種低層住居専用地域並びにこれらに相当する地域	夜間	五〇デシベル
		朝夕	四五デシベル
		昼間	四五デシベル
第二種区域	第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	夜間	五〇デシベル
		朝夕	五五デシベル
		昼間	五五デシベル
第三種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域	夜間	四五デシベル
		朝夕	六五デシベル
		昼間	六五デシベル
第四種区域	工業地域及びこれに相当する地域	夜間	五五デシベル
		朝夕	七〇デシベル
		昼間	七〇デシベル
		夜間	六五デシベル

備考  
1 「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」及び「工業地域」とは、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に掲げる地域をいう。  
2 「これに相当する地域」とは、別に知事が指定する地域をいう。  
3 区域の区分における種別の変更により当該変更前の規制基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める規制基準が適用されることとなる地域内に当該変更の日前に設置されていた騒音関係特定事業場(条例第二条第九号の騒音関係特定施設の設置の工事に着手されていたもの)



を含む。)において発生する騒音に係る規制基準は、当該変更の日から一年間は、この表の規定にかかわらず、当該変更前の区域の区分及び時間の区分に係る許容限度とする。ただし、当該騒音関係特定事業場の設置者が条例第四十七条第一項の規定による届出をした場合において当該届出が受理された日から三十日を経過したときは、この限りでない。

4 「昼間」とは午前八時から午後六時までを、「朝夕」とは午前六時から午前八時まで及び午後六時から午後一〇時までを、「夜間」とは午後一〇時から翌日の午前六時までをいふ。

5 昭和四十三年農林省告示第一号(特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を定める件)第一条第一項の表の備考第二項から第四項までの規定は、この表の規制基準に準用する。

運輸省 通商産業省 告示第一号(特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準を定める件)第一条第一項の表の備考第二項から第四項までの規定は、この表の規制基準に準用する。

別表第十二(第四十一条関係)  
特定建設作業

番号	作業の種類
一	くい打機(もんけんを除く)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く)
二	びよう打機を使用する作業
三	削岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が五〇メートルを超えない作業に限る)
四	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が一五キロワット以上のもに限る)を使用する作業(削岩機の動力として使用する作業を除く)
五	コンクリートプラント(混練機の混練容量が〇・四五立方メートル以上のものに限る)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が二〇〇キログラム以上のものに限る)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く)
六	バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令(昭和四十三年政令第三百二十四号。以下この表において「施行令」といふ)別表第二第六号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が八〇キロワット以上のもに限る)を使用する作業
七	トラクターシヨベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして施行令別表第二第七号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が七〇キロワット以上のもに限る)を使用する作業
八	ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして施行令別表第二第八号の規定により環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が四〇キロワット以上のもに限る)を使用する作業

別表第十三(第四十二条関係)

特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準

一 特定建設作業に係る騒音の基準

次の基準を超える大きさのものでないこと。

測定場所	基準
特定建設作業の場所の敷地の境界線	八五デシベル

備考 昭和四十三年建設省告示第一号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準を定める件)備考第一項から第三項までの規定は、この表の基準に準用する。

二 特定建設作業に係る作業時間の基準

イ 特定建設作業の騒音が、付表の一の項に掲げる区域にあつては午後七時から翌日の午前七時までの時間内、同表の二の項に掲げる区域にあつては午後一〇時から翌日の午前六時までの時間内において行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。

- (一) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行つ必要がある場合
- (二) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (三) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に本文に掲げる時間(以下この表において「夜間」といふ)において当該特定建設作業を行う必要がある場合
- (四) 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第三十四条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を夜間に行つべき旨や条件が付された場合
- (五) 道路法第三十五条の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行つべきことと同意された場合
- (六) 道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第七十七条第三項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を夜間に行つべき旨の条件が付された場合
- (七) 道路交通法第八十条第一項の規定による協議において当該特定建設作業を夜間に行つべきこととされた場合
- ロ 特定建設作業の騒音が、当該特定建設作業の場所において、付表の一の項に掲げる区域にあつては一日一〇時間、同表の二の項に掲げる区域にあつては一日一四時間を超えて行われる特定建設作業に伴つて発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
  - (一) 当該特定建設作業がその作業を開始した日に終わる場合
  - (二) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行つ必要がある場合
- (三) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要

- 八 特定建設作業の騒音が、特定建設作業の全部又は一部に係る作業の期間が当該特定建設作業の場所において連続して六日を超えて行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- (一) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
  - (二) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
- 二 特定建設作業の騒音が、日曜日その他の休日に行われる特定建設作業に伴って発生するものでないこと。ただし、次に掲げる場合における当該特定建設作業に係る騒音は、この限りでない。
- (一) 災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合
  - (二) 人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に当該特定建設作業を行う必要がある場合
  - (三) 鉄道又は軌道の正常な運行を確保するため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
  - (四) 電気事業法施行規則(平成七年通商産業省令第七十七号)第一条第二項第一号に規定する変電所の変更の工事として行う特定建設作業であつて当該特定建設作業を行う場所に近接する電気工作物の機能を停止させて行わなければならない当該特定建設作業に従事する者の生命又は身体に対する安全が確保できないため特に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行う必要がある場合
  - (五) 道路法第三十四条の規定により、道路の占用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合
  - (六) 道路法第三十五条の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきことと同意された場合
  - (七) 道路交通法第七十七条第三項の規定により、道路の使用の許可に当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべき旨の条件が付された場合
  - (八) 道路交通法第八十条第一項の規定による協議において当該特定建設作業を日曜日その他の休日に行うべきこととされた場合
- 備考 この表に定める基準は、第一号の基準を超える大きさの騒音を発生する特定建設作業について条例第五十四条第一項の規定による催告又は同条第二項の規定による命令を行うに当たり、第二号日本語本文の規定にかかわらず、一日における作業時間を同号

付表

ロに定める時間未満四時間以上の間において短縮させることを妨げるものではない。

一	条例第六条第一項の規定により指定された地域のうち、次のいずれかに該当する区域 イ 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに相当する地域 ロ 学校教育法第一条に規定する学校、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する保育所、医療法(昭和二十三年法律第二十五号)第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法(昭和二十五年法律第十八号)第二条第一項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和二十八年法律第三十三号)第二十条の五に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲八〇メートルの区域
二	条例第六条第一項の規定により指定された地域のうち、前項に掲げる区域以外の区域
備考	別表第十一の備考第一項及び第二項の規定は、この表の地域の区分に準用する。

別表第十四(第四十五条関係)

音響機器音の規制基準

種別	区域の区分	時間の区分			許容限度
		夜間	朝夕	昼間	
第一種区域	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びにこれらに相当する地域	夜間	朝夕	昼間	五〇デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
第二種区域	(1) 第一種区域のうち併用軌道の敷設のある道路の境界線から二〇メートル以内の地域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びにこれらに相当する地域 (2) 第一種区域のうち併用軌道の敷設のある道路及び幅員一メートル以上の道路の境界線から二〇メートル以内の地域	夜間	朝夕	昼間	五〇デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル
		夜間	朝夕	昼間	四五デシベル

条例第五十九条に規定する拡声放送を行う場合における音量の基準は、この表に定める音量に五デシベルを加えた音量とする。

備考  
 1 「昼間」とは午前八時から午後七時までを、「朝夕」とは午前五時から午前八時まで及び午後七時から午後一時までを、「夜間」とは午後二時から翌日の午前五時までをいう。  
 2 別表第十一の備考第一項、第二項及び第五項の規定は、この表の規制基準に準用する。

別表第十五(第四十六関係)  
 悪臭関係特定施設

番号	施設の名 称	規 模 又 は 能 力
一	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 原料工場 蒸解施設 乾燥施設	養豚業にあつては生後六月以上の豚一〇頭(特別地域内においては、五〇頭)以上、養鶏業にあつては生後三〇日以上以上の鶏五、〇〇羽(特別地域内においては、五〇〇羽)以上を飼養し、又は収容できるものであること。
二	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの 飼養施設 収容施設 飼料調理施設 鶏ふん乾燥施設	

付表

市町村名	区 域
広島市	昭和六十年三月二十日における安佐南区安古市町(大字古市三貫畠・久保・古以知・寺家・松原・手藤・鈴川・口宗・古川・川崎・津戸ケ島・大字中筋・大字中須を除く)、同区沼田町(大字伴小野地・雲願寺下・雲願寺上・役神・天神・寺組を除く)、安佐北区高陽町(大字狩留家字横田・字清水・大字中深川字中之堂・字久保田、大字矢口字円福寺・字高田・字草蒲迫・字中道・字三通田・字金信・字定入田を除く)、同区可部町(大字可部・大字中野・大字城・大字上原・大字中島・大字大毛寺・大字四日市・大字下町屋を除く)、同区安佐町(大字飯室上占市、三九〇番地から一、四三番地まで及び一、四三三番地から一、四五六番地まで、下古市、四五九番地から一、五〇五番地まで、源太屋敷一、五二四番地から一、五八四番地まで、五反田一、五九九番地から一、六〇九番地まで、土井一、六三二番地から一、六七二番地まで、下津二、九〇九番地から三、〇三二番地まで、中津三、〇三三番地から三、〇八三番地まで及び三、一二五番地から三、一二八番地まで、込田三、五二七番地から三、五八〇番地まで、上畑三、五八一番地から三、六九〇番地まで、大字鈴張宮崎一、九六五番地から二、七三六番地まで、土手二、七三七番地から二、八三四番地まで、下石二、八七八番地から二、九〇八番地までを除く)、同区白木町(大字秋山、大字市川、大字井原字東日詰・字西日詰・字上三市、字市を除く)、安芸区阿戸町(大字

呉市	阿賀町情島及び平成十五年四月一日における下蒲刈町を除く区域
竹原市	吉名町、下野町、東野町、新庄町、西野町、田万里町、仁賀町、高崎町、福田町、小梨町を除く区域
三原市	木原町、奥野山町、鉢ヶ峰町、中之町北、中之町南、桜山町、駒ヶ原町、大畑町、八坂町、明神町、田野浦町、宗郷町、登町、須波西町、沖浦町、深町、高坂町、鷺浦町を除く区域
尾道市	原田町、木ノ庄町、美ノ郷町、久山田町、尾崎町、久保町、十四日町、吉和町、福地町、高須町、西藤町、百島町、浦崎町、向東町(大字彦ノ上二区・三区、大字堤区、大字矢立八、五九一番地から八、八八八番地までを除く)を除く区域
因島市	中庄町、大浜町、原町、洲江町、外浦町、鏡浦町、椋浦町を除く区域
福山市	引野町、蔵王町、千田町、御幸町、津之郷町、赤坂町、瀬戸町、熊野町、水呑町、箕島町、田尻町、走鳥町、山手町、郷分町、西神島町、佐波町、奈良津町、新浜町、春日町、坪生町、藤江町、金江町、東村町、本郷町、柳津町、大西・空迫・平迫・岡田・久井平・馬取・王子・寺迫・畑・八日明地・森瀨・神村町山中・峠・番田・延谷・伊勢・羽野・入江・郷倉・長波、昭和四十九年四月一日における芦田町(大字上地一、番地から三、二三番地まで、大字下有地一、番地から二、一九〇番地まで、大字福田一、番地から三、〇二三番地までを除く)、昭和五十年二月一日における加茂町(字栗根、字芦原、字中野、字上加茂、字八軒屋、大字下加茂を除く)、駅家町(大字万能倉、大字倉光、大字江良、大字下山守、大字上山守、大字大橋、大字坊寺、大字中島、大字近田、大字法成寺を除く)、平成十五年二月三日における新市町(大字戸手、大字新市、大字宮内、大字下安井一、番地から三三三番地まで及び二、一七一番地から一、三三七番地まで、大字相方を除く)を除く区域
府中市	土生町、本山町、上山町、荒谷町、栗柄町、用土町、河南町、篠根町、河面町、僧殿町、三郎丸町、河佐町、久佐町、諸毛町、小国町、昭和五十二年二月一日における木野山町、行藤町、斗升町、阿字町を除く区域
三次市	畠敷町、四十貫町、後山町、日下町、三原町、小文町、東河内町、西河内町、高杉町、四笠町、向江川町、和知町、大田幸町、木桑町、糸井町、志幸町、粟屋町、廻神町、江田川之内町、小田幸町、東酒屋町、西酒屋町、青河町、有原町、石原町、海渡町、三若町、上田町を除く区域
庄原市	宮内町、永末町、大久保町、川手町、門田町、濁川町、川北町、川西町、高町、小用町、本村町、上谷町、峰田町、春田町、高門町、是松町、新庄町、板橋町、実留町、一木町、戸郷町、掛田町、上原町、七塚町、田原町、市町、本郷町、殿垣内町、山内町、木戸町、尾引町、平和町、水越町、高茂町を除く区域



世羅郡	甲山町	大字甲山字出口・字甲山、大字西上原字宮田垣内・字流・字鎌倉・字出口、大字小世良字今市、大字伊尾字的場・字田谷・字四郎丸沖・字寺谷・字砂原、大字宇津戸字成光・字宮沖・字山桑沖
	世羅町	大字本郷字大田・字川口・字広瀬・字平帽子・字今東・字本田・字小森、大字賀茂字堂免・字城・字御崎野・字定国・字因幡・字浅野
沼隈郡	沼隈町	全域
深安郡	神辺町	大字川北、大字川南、大字上御領、大字下御領、大字平野、大字湯野、大字徳田、大字箱田、大字道上、大字十九軒屋、大字十三軒屋、大字西中条、大字下竹田、大字八尋
神石郡	油木町	大字油木字市場上・字市場中・字市場下・字市場後、大字新免字手入、大字近田字小吹、大字安田字安田中
	神石町	大字福永字上市・字下市・字殿敷
	豊松村	大字下豊松字中筋・字四日市
甲奴郡	三和町	大字小島七四番地の一から三七番地の四まで及び五五九番地から九〇三番地まで、大字高蓋一番地から三七番地の一まで、三四三番地の一から四五番地まで及び一、一四番地から一、三二五番地まで、大字階見一番地から二四四番地まで、大字井関乙三六九番地から四八五番地まで及び甲四七五番地から甲五九五番地の二まで
	上下町	大字上下辰の口・陰地・岩崎・峠・飛地屋・田中・平山・翁・下沖・御明神・切田尻
双三郡	総領町	大字稲草字上市・字下市
	甲奴町	大字本郷字日南・字本郷々・字井堀、大字西野字西野上・字西野下、大字梶田字梶田上
比婆郡	吉舎町	大字吉舎、大字三五
	三良坂町	大字三良坂
	西城町	大字西城十日市・中町・本町・横町・明神町、大字大佐五日市
	東城町	大字東城、大字川東、大字川西
	口和町	大字大月字長岡・字上岡・字上郷・字原畑、大字宮内字市場、大字向泉字上日南・字中日南・字下日南・字下向住、大字永田字宮沖・字中郷・字宮下
備考	高野町	字新市
	比和町	大字比和字比和

この表に掲げる区域は、この表に別段の定めのない限り、昭和四十七年八月二十七日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

(別記)  
様式第1号(第8条関係)

設置 届出書  
使用 届出書  
変更 届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様  
(市 長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

広島県生活環境の保全等に関する条例 第8条第1項 第9条第1項 第10条第1項 の規定により、ばい煙関係特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	整理番号	年月日
工場又は事業場の所在地	受理年月日	年 月 日
特定施設の種類	施設番号	
特定施設の構造	審査結果	
特定施設の使用の方法	別紙2のとおり	
ばい煙の処理の方法	別紙3のとおり	
工場又は事業場の面積	操業時間	
常時使用する従業員数	用途地域	
資本の額又は出資の総額	主要製品名	

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
2 特定施設の種類欄には、別表第1に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。  
3 印の欄には、記載しないこと。  
4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させること。  
5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。



別紙3

ばい煙の処理の方法

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号				
処理に係る特定施設の工場又は事業場における施設番号				
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式				
設置年月日	年月日	年月日	年月日	
着手予定年月日	年月日	年月日	年月日	
使用開始予定年月日	年月日	年月日	年月日	
処理能力	排出ガス量 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大		
		通常		
	排出ガス温度 ( )	処理前		
		処理後		
	ばいじん (g/Nm <sup>3</sup> )	処理前		
		処理後		
	硫酸化物 (容量比 ppm)	処理前		
		処理後		
	有害物質の濃度 (mg/Nm <sup>3</sup> )		処理前	
			処理後	
			処理前	
			処理後	
			処理前	
			処理後	
		処理前		
		処理後		
ばい煙量	硫酸化物 (Nm <sup>3</sup> /h)	最大	処理前	
		通常	処理後	
補集効率 (%)	ばいじん			
	硫酸化物			
	有害物質			
	有害物質			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等		時間/回 時~時 回/日 日/月 時間/回 時~時 回/日 日/月	
	季節変動			
排出口の実高さ Ho (m)				
補正された排出口の高さ He (m)				
排出速度 (m/S)				

- 注 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄にそれぞれ記載すること。
- 2 ばい煙の濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 有害物質の欄に記載に当たっては、第3条に定める大気関係有害物質の種類ごとにすること。
- 4 補正された排出口の高さ He は、別表第2の付表2の算式により算定すること。
- 5 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第2号（第9条、第16条、第23条、第38条、第50条関係）

氏名の変更等届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様  
（市町村長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

㊦

氏名 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
住所 所在地  
第13条 第1項  
第23条 第30条 第49条 第67条 の

規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前	整理番号	受理年月日	年 月 日
	変更後			
変更年月日	年 月 日	施設番号		
変更の理由		備考		

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
2 印の欄には、記載しないこと。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第3号（第9条、第16条、第23条、第38条、第50条関係）

特定施設使用廃止届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様  
（市町村長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

㊦

特定施設の使用を廃止したので、広島県生活環境の保全等に関する条例  
第13条 第1項  
第23条 第30条 第49条 第67条 の

の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	整理番号	受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地		施設番号	
特定施設の種類の種類			
特定施設の設置場所			
使用廃止の年月日	年 月 日	備考	
使用廃止の理由			

- 注 1 不用の文字は、消すこと。  
2 印の欄には、記載しないこと。  
3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。



様式第4号(第10条、第16条、第24条、第39条、第51条関係)

特定施設承継届出書

平成 年 月 日

広島県知事  
様  
(市町村長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、広島県生活環境の保全等に関する条例

第14条第3項  
第23条第1項  
第31条第3項  
第50条第3項  
第68条第3項

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
承継の年月日	年 月 日	施設番号	
被承継者	氏名又は称	備考	
	住所		
承継の原因			

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
  - 2 印の欄には、記載しないこと。
  - 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第5号(第12条関係)

ばい煙量等測定記録表

特定施設の種類及び工場又は事業場における施設番号

測定年月日及び時刻(開始時刻~終了時刻)	測定者	測定箇所	測定方法	特定施設の使用状況	使用原料又は燃料の種類及び硫黄分又は大気関係有害物質分(%)	排出ガス量(Nm <sup>3</sup> /h)		硫酸酸化物の量(Nm <sup>3</sup> /h)		硫酸酸化物の濃度(ppm)		ばいじん(g/Nm <sup>3</sup> )		大気関係有害物質(mg/Nm <sup>3</sup> )		備考
						平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	平均	最大	

注 使用原料又は燃料の硫黄分又は大気関係有害物質分(%)の記載に当たっては、重量比%又は容量比%の別を明らかにすること。

様式第 6 号（第 15 条関係）

設置 届出書  
変更 使用  
粉じん関係特定施設

平成 年 月 日

広島県知事 様  
(市 長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

①

広島県生活環境の保全等に関する条例 第 19 条第 3 項 第 20 条第 1 項 の規定により、粉じん関係特

定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	整理番号	工場又は事業場の所在地	受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の名称	施設番号	特定施設の構造並びに使用及び管理の方法	審査結果	
工場又は事業場の面積	備考	工場又は事業場の常時使用する従業員数	備 考	
資本の額又は出資の総額	用途地域	操 業 時 間	主要製品名	

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
  - 2 特定施設の種類の欄には、別表第 5 に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
  - 3 印の欄には、記載しないこと。
  - 4 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容対照させること。
  - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 とすること。

別紙

特定施設の構造並びに使用及び管理の方法

工場又は事業場における施設番号	名称及び型式	設置年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
使用開始予定年月日	使用開始予定年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
規 原動機の定格出力 (KW)	規 処 理 能 力 (t/h)	規 内 容 積 (m <sup>3</sup> )	乾 燥 能 力 (t/h)	面 積 (m <sup>2</sup> )	模 堆 積 能 力 (t/h)	処理対象物の種類及び通常の月間処理量 (t/月)
特定施設がその中に設置されている建築物の概要	集じん機の種類・型式	集じん機の効率 (%)	送風機の原動機出力 (KW)	装置の種類・型式・基数	装置の能力 (m <sup>3</sup> /h)	処理対象量当たり散水量 (ℓ/t)
使用及び管理の方法	散 水 の 能 力 (m <sup>3</sup> /h)	散 水 の 方 法	防じんカバーの設置状況	その他	方 法	

- 注
- 1 設置届出の場合には着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用届出の場合には設置年月日の欄に、変更届出の場合には設置年月日、着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記載すること。
  - 2 その他の欄には、散水等と同等以上の効果を有する措置について記載すること。
  - 3 特定施設及び粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

様式第7号 (第22条関係)

設置 届出書  
汚水等関係特定施設 使用 変更

平成 年 月 日

広島県知事  
(市 長)

様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

第25条 第26条 第27条  
広島県生活環境の保全等に関する条例 の規定により、汚水等関係特定施設の

設置 変更  
使用 について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種類の	別紙のとおり	施設番号	
特定施設の構造	別紙のとおり	審査結果	
特定施設の使用の方法	別紙のとおり	備考	
汚水等の処理の方法	別紙のとおり	常時使用する従業員数	
排水水の汚染状態及び量	別紙のとおり	資本の額又は出資の総額	
用水及び排水の系統	別紙のとおり	操業時間	
工場又は事業場の敷地面積		用途地域	
工場又は事業場の建物の延べ面積		主要製品名及びその原料	別紙のとおり

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
  - 2 印の欄には、記載しないこと。
  - 3 変更届出の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容対照させること。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

別紙

1 特定施設の種類の種類及び構造

(1) 特定施設の型式、主要寸法及び能力

項番号	名称	型式	構造	主要寸法	能力	1日当たりの使用時間	備考

(2) 主要機械又は主要装置の配置及び特定施設並びに汚水処理施設の設置場所 (排水系路を記入すること。) 別添第 図のとおり

(3) 特定施設の設置又は変更に関する計画

工事着手予定年月日  
工事完成予定年月日  
使用開始予定年月日

(4) 工場又は事業場の周辺の見取図 (排水系路を記入すること。) 別添第 図のとおり

注 項番号及び名称の欄には、別表第7に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。

2 特定施設の使用の方法

(1) 特定施設を含む操業の系統 (原料から製品になるまでの工程を用水使用及び排水を含めて詳細に記入すること。)

(2) 特定施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

(3) 特定施設を含む作業工程において使用する原材料 (消耗資材を含む。) の種類、使用方法及び1日当たりの使用量 (燃料を除く。)

名称	原材料名	使用方法	1日当たりの使用量	備考

(4) 特定施設から排出される汚水等の量及び水質

特定施設の名称	区分		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	排水量及び水質	排水量						
排水量及び水質	(m <sup>3</sup> /日)							
P H								
B O D	(mg / ℓ)							
C O D	(mg / ℓ)							
S S	(mg / ℓ)							

3 汚水等の処理の方法

(1) 汚水等の処理施設の設置又は変更に関する計画

工事着手予定年月日  
 工事完成予定年月日  
 使用開始予定年月日

(2) 汚水等の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水等の処理方式

種 類	型 式	構 造	主要寸法	能力(t/日)	処理の方式	備 考

(3) 汚水等の処理の系統 別添第 図のとおり

(4) 汚水等の処理施設の使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

(5) 汚水等の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量

処理施設の名称	消 耗 資 材 名	用 途 別	1日当たりの使用量	備 考

(6) 汚水等の処理によって生じる残さの種類及び生成量並びに処理の方法

残 さ の 種 類	生 成 量 (t/月)	処理の方法の概要	備 考

4 排出水の汚染状態及び量並びに用水使用量

(1) 水質及び水量

項目	排水口名	水 質		排水量		P H		B O D		C O D		S S		大腸菌群数 (個 / cm <sup>3</sup> )		備 考
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後			
排水量	(m <sup>3</sup> /日)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	通常(最大)	
P H																
B O D	(mg / ℓ)															
C O D	(mg / ℓ)															
S S	(mg / ℓ)															
大腸菌群数	(個 / cm <sup>3</sup> )															

注 ア 排水口ごとにすべて記載すること。

イ 未処理のまま排出する汚水等については、処理前の欄にその水質を記載すること。

(2) 用水の種類及び使用量

種 類	用 途	使 用 量 (m <sup>3</sup> /日)	備 考
上 水			
工 業 用 水 道			
地 下 水			
その他 ( )			

注 地下水等を使用する場合には、ポンプの能力 (ℓ / 分)、1日の稼動時間を備考欄に記載すること。

(3) その他参考事項

5 主要製品名及びその原料



様式第9号 (第28条関係)

土地履歴調査結果報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様  
(市 長)

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

㊟

広島県生活環境の保全等に関する条例第40条第1項の規定により、土地履歴調査の結果について、次のとおり報告します。

土地の変更に係る事業の名称			
土地の変更をしようとする土地の所在地			
土地の変更をしようとする土地の面積	m <sup>2</sup>	用途	地域
土地の変更をしようとする土地及びその周辺の現在の利用状況	(土地の変更をしようとする土地及びその周辺の地図を添付)		
土地の変更をしようとする土地の所有者	(土地の所有者が届出者と異なる場合に記載)		
土地の変更の実施後の土地利用の計画			
土地履歴調査の実施結果	別紙のとおり		
整理番号	受理年月日	年	月 日
審査結果			
備考			

- 注 1 印の欄には、記載しないこと。  
2 報告書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

別紙

土地履歴調査の実施結果

土地の利用の履歴		
過去に設置されていた土壌関係特定事業場の名称	(業 種 :	)
製造され、使用され又は処理された土壌関係特定有害物質の種類		
土壌関係特定有害物質の取扱状況		
土壌関係特定有害物質の排出状況		
土壌関係特定有害物質の保管状況		
その他特記事項		

注 複数の土壌関係特定事業場が存在した場合は、事業場ごとに調査の実施結果を作成すること。

様式第10号 (第30条関係)

土壤汚染確認調査結果届出書

平成 年 月 日

広島県知事  
(市 長) 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

㊦

広島県生活環境の保全等に関する条例第40条第2項の規定により、土壤汚染確認調査の結果について、次のとおり届け出ます。

土地の改変に係る事業の名称	
土地の改変をしようとする土地の所在地	
調査の対象となる土壤関係特定有害物質	
土壤関係特定有害物質の取扱い、排出及び保管等の状況	別紙のとおり
土壤汚染確認調査の実施地	別紙図面のとおり
土壤汚染確認調査の実施地点の選定理由	別紙のとおり
土壤汚染確認調査の実施地	別紙のとおり
土地の改変の実施後の土地の利用計画	
整理番号	受理年月日 年 月 日
審査結果	
備考	

注 1 別紙については、規則第30条第1項各号に掲げる特定有害物質の種類に応じて作成すること。

2 印の欄には、記載しないこと。

3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

様式第11号 (第32条関係)

汚染拡散防止計画書

平成 年 月 日

広島県知事  
(市 長) 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

㊦

広島県生活環境の保全等に関する条例第40条第3項の規定により、汚染拡散防止計画書について、次のとおり提出します。

土地の改変に係る事業の名称	
土地の改変をしようとする土地の所在地	
土地の改変の着手及び完了の時期	年 月 日 ~ 年 月 日
汚染拡散防止計画書	別紙のとおり 汚染の拡散防止措置の開始時期： 年 月 日 ) (汚染の拡散防止措置の終了時期： 年 月 日 )
整理番号	受理年月日 年 月 日
審査結果	
備考	

注 1 汚染拡散防止計画書については、別紙によることとして、規則第32条に掲げる事項について記載するものであること。

2 印の欄には、記載しないこと。

3 この書面及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

様式第 12 号（第 36 条関係）

騒音関係特定施設 設置 届出書 使用

平成 年 月 日

広島県知事 様  
（市町村長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

⑪

広島県生活環境の保全等に関する条例 第 45 条第 1 項の規定により、騒音関係特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	用途地	整理番号	受理年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地				
工場又は事業場の面積				
常時使用する従業員数				
資本の額又は出資の総額				
主要製品名				
騒音の防止の方法	別紙のとおり	備考		
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用開始時刻（時・分）
				使用終了時刻（時・分）

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
  - 2 特定施設の種類別の欄には、別表第 10 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに施設の名称を記載すること。
  - 3 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音装置、遮音壁の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。
  - 4 印の欄には、記載しないこと。
  - 5 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 13 号（第 37 条関係）

騒音関係特定施設の種類ごとの数変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様  
（市町村長）

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

⑪

広島県生活環境の保全等に関する条例第 47 条第 1 項の規定により、騒音関係特定施設の種類ごとの数の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	整理番号	受理年月日	年 月 日	施設番号	審査結果	備考	特定施設の種類		型式	公称能力	数		使用開始時刻（時・分）	変更後（時・分）	使用時刻（時・分）	変更前（時・分）	変更後（時・分）	使用終了時刻（時・分）
							変更前	変更後										
工場又は事業場の所在地																		

- 注
- 1 特定施設の種類ごとの数の変更がある場合であっても、広島県生活環境の保全等に関する条例第 47 条第 1 項ただし書の規定により届出を要しないこととされるときは、当該特定施設の種類については、記載しないこと。
  - 2 特定施設の種類別の欄には、別表第 10 に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに施設の名称を記載すること。
  - 3 印の欄には、記載しないこと。
  - 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。



様式第 14 号（第 37 条関係）

騒音の防止の方法変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事  
（市町村長）様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

④

広島県生活環境の保全等に関する条例第 47 条第 1 項の規定により、騒音の防止の方法の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称 工場又は事業場の所在地	変更前	変更後	整理番号	受理年月日	年 月 日
	騒音の防止の方法 別紙のとおり		施設番号	審査結果	備考

- 注
- 1 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。また、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 2 印の欄には、記載しないこと。
  - 3 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第 15 号（第 43 条関係）

特定建設作業実施届出書

平成 年 月 日

広島県知事  
（市町村長）様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
電話番号

④

特定建設作業を実施するので、広島県生活環境の保全等に関する条例第 53 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称					
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類					
特定建設作業の種類					
特定建設作業に使用される別表第 5 に規定する機械の名称、型式及び仕様					
特定建設作業の場所					
特定建設作業の実施の期間	自	年	月	日	日
	至	年	月	日	日
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間	
	自	至		時間	
騒音の防止の方法					
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号				
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	電話番号				
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号				
受理	年	月	日	年	月
審査結果	日				

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
  - 2 この届出書は、別表第 12 に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
  - 3 特定建設作業の実施の期間の欄には、別表第 12 に掲げる作業の種類を記載すること。
  - 4 日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
  - 5 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載に当たっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめて差し支えないこと。
  - 6 印の欄には、記載しないこと。
  - 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 とすること。

様式第16号(第48条関係)

悪臭関係特定施設 設置届出書

平成 年 月 日

市町村長 様

届出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

広島県生活環境の保全等に関する条例 第63条第1項の規定により、悪臭関係特定施設について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称		整理番号	
工場又は事業場の所在地		受理年月日	年 月 日
特定施設の種類及び構造	別紙1のとおり	施設番号	
特定施設の使用の方法	別紙2のとおり	審査結果	
悪臭の防止の方法	別紙3のとおり	備考	
工場又は事業場の面積		操業時間	
常時使用する従業員数		用途地域	
資本の額又は出資の総額		主要製成品名又は飼養家畜品	

- 注
- 1 不用の文字は、消すこと。
  - 2 悪臭の防止の方法の欄の記載については、別紙3によることとし、脱臭装置等の悪臭の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り、図面、表等を利用すること。
  - 3 印の欄には、記載しないこと。
  - 4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

別紙1

特定施設の種類ごとの数及び構造

特定施設の種類	型 式	主 要 寸 法	公 称 能 力 (又は収容能力)	数 量	着 手 予 定 年 月 日 設 置 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日

- 注
- 1 特定施設の種類欄には、別表第15に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
  - 2 特定施設の構造概要図を添付すること。概要図は、日本工業規格A列4の大きさに縮小したもの又は既存の図面等を用いること。
  - 3 家畜の収容施設にあっては、数量の欄に、施設数のほか、当該施設ごとの飼養家畜数(鶏にあっては生後30日以上のもの、豚にあっては生後6月以上のものに限る。)を記載すること。

別紙2

特定施設の使用の方法

特定施設の種類	1日の使用時間 (季節的変動の有無及びその概要)	原 材 料		悪臭ガスの主成分		家畜の収容施設における ふん尿の処理の方法
		種 類	1日の使用量 (kg)	悪臭ガス名	排ガス濃度 (ppm)	

- 注
- 1 特定施設の種類欄には、別表第15に掲げる項番号及び施設の名称を記載すること。
  - 2 原材料の欄には、悪臭の発生に影響のあるものだけを記載すること。



様式第19号(第62条関係)

(表面)

広島県登録リサイクル製品登録申請書

平成 年 月 日

広島県知事 様

申請者 住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

⑪

広島県生活環境の保全等に関する条例第80条第1項の規定により、次のとおり広島県登録リサイクル製品の登録を申請します。

品 目 名	製 品 名	所 在 地	
		名 称	
製 造 加 工 場		名 称	
製品の原材料となる再生資源等の状況		発 生 場 所	
		使 用 割 合	
		そ の 参 考 事 項 他 項	
生 産 等 開 始 年 月 日			
年 間 生 産 量			

(裏面)

販 売 場 所	
販 売 条 件 (公表価格、荷姿等)	
製品のサイズ・重量等	
P R ポ イ ン ト (登録された場合、この欄を原則としてそのままホームページに掲載します。)	
そ の 他 参 考 事 項	部署 氏名 連絡先 TEL FAX E-mail
担 当 者	1 当該製品の写真及び製品説明書等 2 当該製品の製造加工フロー図 3 該当する広島県リサイクル製品登録基準に対応する当該製品の規格、品質等の一覧表 4 広島県リサイクル製品登録基準への適合を証する書類 (製品の土壌環境基準溶出試験の結果書等) 5 会社案内、パンフレット等
添付書類等(様式自由)	

注 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。  
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第20号 (第65条関係)

広島県登録リサイクル製品変更届出書

平成 年 月 日

広島県知事 様

住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

㊦

広島県生活環境の保全等に関する条例第82条の規定により、次のとおり広島県登録リサイクル製品の変更について届け出ます。

製 品 名	
登 録 番 号	
変 更 前	変 更 後

- 注 1 変更事項とその内容を記入すること。  
2 用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A列4とすること。

様式第21号 (第68条関係)

産業廃棄物処理計画書

(表面)

平成 年 月 日

広島県知事 様  
(市長)

提出者  
住所  
氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

㊦

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画書を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	
前年度の産業廃棄物発生量	(種類) (発生量) t
産業廃棄物発生量	(種類) (発生量) t
本年度の自己直接再生利用量	t
自己直接埋立処分又は海洋投入量	t
自己中間処理量	t
自己中間処理残さ量	t

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(裏面)

自己中間処理後再生利 用量	t
自己中間処理後自己埋 立処分又は海洋投入量	t
直接委託及び自己処理 後委託処分量	t

事務処理欄

備考

- この様式は、前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上の事業場ごとに作成し、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第68条の規定に従って作成した産業廃棄物処理計画書に添えて提出すること。
- 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 「前年度の産業廃棄物発生量」の欄には、前年度に当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量を記入すること。
- 「本年度の目標」の欄には、当該年度の産業廃棄物処理に関して、からまでの欄のそれぞれに、(1)から(8)までに掲げる量について、その目標量を記入すること。
  - 欄 当該事業場において生じる産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量
  - 欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用する量
  - 欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量
  - 欄 (1)の量のうち、自ら中間処理する量
  - 欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量
  - 欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却する量
  - 欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分する量及び海洋投入処分する量
  - 欄 (1)の量のうち他人に委託して処理する量に、(5)の量のうち他人に委託して処理する量を加えた量
- 欄には、何も記入しないこと。

様式第22号 (第69条関係)

(表面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

平成 年 月 日

広島県知事 様  
(市長)

報告者 住所 氏名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号

印

広島県生活環境の保全等に関する条例第85条第2項の規定により、平成 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	
事業場の所在地	
事業の種類	(種類) (発生量)
産業廃棄物発生量の目標	t
計	(種類) (発生量)
自己直接再生利用量	t
自己直接埋立処分又は海洋投入量	t
自己中間処理量	t
自己中間処理残さ量	t

注 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

(裏面)

自己中間処理後再生利 用量	t
自己中間処理後自己埋 立処分又は海洋投入量	t
直接委託及び自己処理 後委託処分量	t
事 務 処 理 欄	
<p>備考</p> <p>1 この報告は、6月30日までに提出すること。</p> <p>2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。</p> <p>3 「産業廃棄物発生量の目標」の欄には、前年度の産業廃棄物処理計画に記載した産業廃棄物発生量に関する目標を記入すること。</p> <p>4 「計画の実施状況」の欄には、前年度の産業廃棄物処理に関して から までの欄のそれぞれに、(1)から(8)までに掲げる量を記入すること。</p> <p>(1) 欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の種類及び種類ごとの発生量</p> <p>(2) 欄 (1)の量のうち、直接自ら再生利用した量</p> <p>(3) 欄 (1)の量のうち、直接自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量</p> <p>(4) 欄 (1)の量のうち、自ら中間処理した量</p> <p>(5) 欄 自ら中間処理を行った後の産業廃棄物の量</p> <p>(6) 欄 (5)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量</p> <p>(7) 欄 (5)の量のうち、自ら最終処分場に埋立処分した量及び海洋投入処分した量</p> <p>(8) 欄 (1)の量のうち他人に委託して処理した量に、(5)の量のうち他人に委託して処理した量を加えた量</p> <p>5 欄には、何も記入しないこと。</p>	

様式第23号 (第74条関係)

温室効果ガス削減計画書

平成 年 月 日

広島県知事 様

提出者 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

印

広島県生活環境の保全等に関する条例第100条第1項の規定により、温室効果ガス削減計画書について、次のとおり提出します。

事業所の名称	
事業所の所在地	
計画の内容	別紙のとおり
連絡先	担当部署 担当者氏名 電話番号
受理年月日	年 月 日 整理番号
備考	

- 注 1 計画の内容については、別紙によることとして、規則第74条第1項に掲げる事項及び対象期間について記載するものであること。
- 2 の欄には、記載しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とすること。

様式第24号（第76条関係）

受 理 書

平成 年 月 日

様

広島県知事

印

年 月 日付けで次のとおり届出を受理しました。

届出の根拠	届出の内容	届出に係る特定施設の種類

様式第25号（第77条関係）

表面

<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">身 分 証 明 書</p> <p style="text-align: center;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p>上記の者は、広島県生活環境の保全等に関する条例第104条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">広島県知事 (市町村長)</p> <p style="text-align: right;">印</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">                 (市 島町 県村)             </div> </div>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

12センチメートル

9センチメートル



裏面

<p>広島県生活環境の保全等に関する条例(抜粋)</p> <p>(報告及び検査)</p> <p>第104条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、ばい煙関係特定施設、粉じん関係特定施設、汚水等関係特定施設、騒音関係特定施設若しくは悪臭関係特定施設(以下「特定施設」と総称する。)を設置する者若しくは特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、特定施設の状況、特定施設の事故の状況、特定建設作業の状況その他必要な事項の報告を求め、又はその職員に、特定施設を設置する者の工場若しくは事業場、特定建設作業を伴う建設工事を施工する者の建設工事の場所若しくは第2章第5節第3款若しくは第10節第1款に規定する規制措置に係る行為が行われている場所に立ち入り、帳簿書類、特定施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>	<p>第6章 罰則</p> <p>第110条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。</p> <p>(4) 第104条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

告 示

広島県告示第千二百五十四号

昭和四十八年広島県告示第百七十一号(騒音の規制に関する定め)の一部を次のように改正する。

平成十五年十月七日

広島県知事 藤田雄山

「および」を「及び」に、「広島県公害防止条例(昭和四十六年広島県条例第四十六号。以下「条例」という。)(第十八条第一項)を「広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号。以下「条例」という。)(第六条第一項)に、「ならびに広島県公害防止条例施行規則(昭和四十七年広島県規則第三号)を「並びに広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(平成十五年広島県規則第六十九号)に、「つぎの」を「次の」に、「行ない」を「行い」に改め、第五号中「第十八条第一項」を「第六条第一項」に改める。